

2022 年 4 月 5 日

株主各位

大阪市西淀川区姫里三丁目 9 番 31 号

株式会社コンテック

代表取締役社長 井狩 彰

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である株式会社ダイフク（以下「ダイフク」といいます。）から、2022 年 4 月 4 日付で、会社法第 179 条の 3 第 1 項の規定により、当社の株主の全員（但し、当社及びダイフクを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をダイフクに売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受け、2022 年 4 月 4 日開催の当社取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、以下の通り公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：株式会社ダイフク
住所：大阪市西淀川区御幣島三丁目 2 番 11 号
2. 株式売渡請求をしない特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
ダイフクは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式 1 株につき 2,700 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）
2022 年 5 月 6 日

6. その他の本株式売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてダイフクが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本売渡対価を支払うものとします。

以上